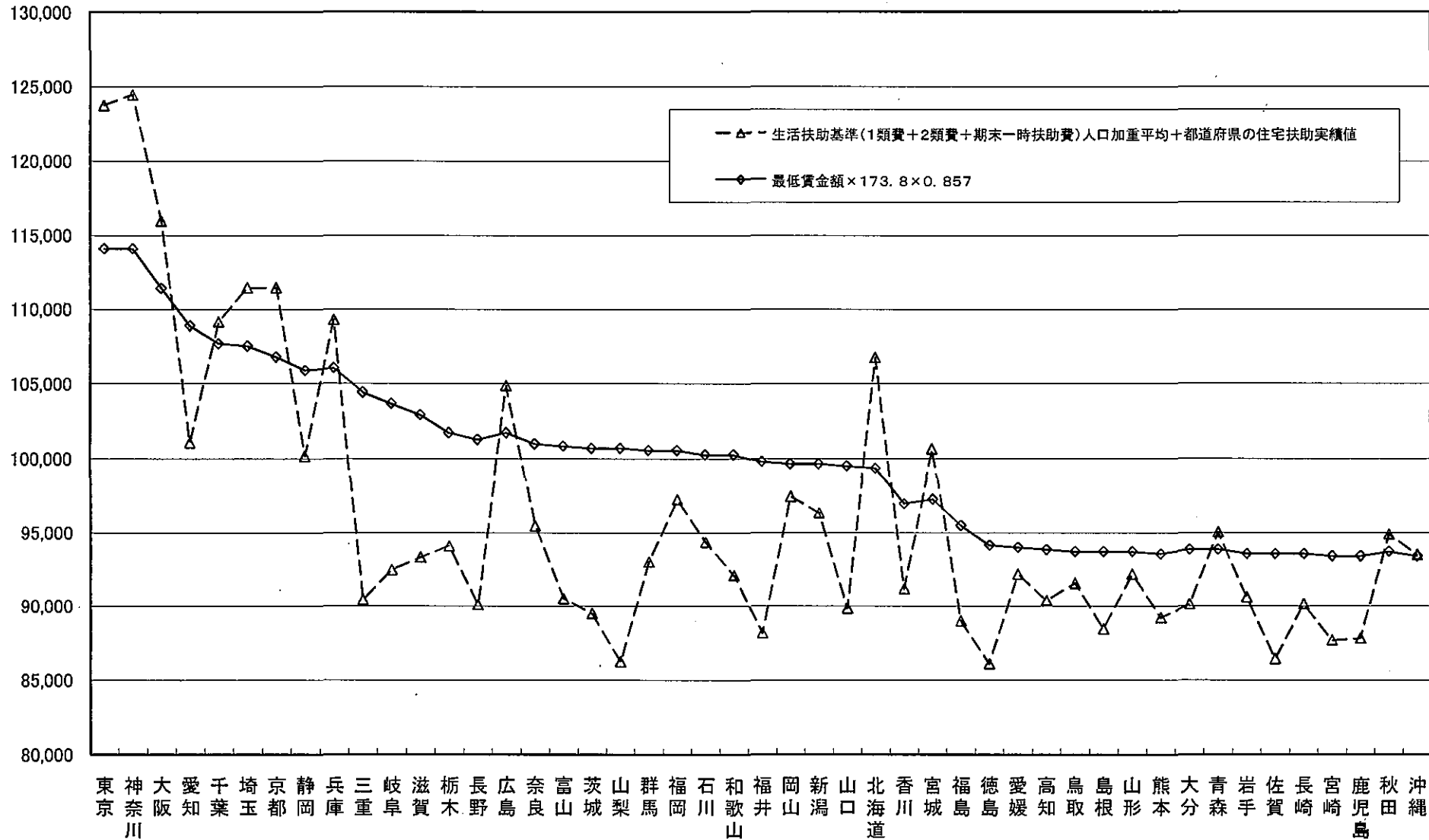


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)データは平成20年度のもの。

注4)0.857は時間額627円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの生活保護水準との乖離額

都道府県	平成20年度データ に基づく乖離額	平成21年度地域別 最低賃金引上げ額	残された乖離額	平成19年度データで比較時の想定 平成21年度地域別最低賃金引上げ後 の残された乖離額
	(A)	(B)	(C) (= A - B)	
北海道	50	11	39	36
青森	9	3	6	6
宮城	23	9	14	11
秋田	8	3	5	0
埼玉	27	13	14	10
千葉	10	5	5	0
東京	65	25	40	35
神奈川	70	23	47	43
京都	32	12	20	11
大阪	31	14	17	12
兵庫	22	9	13	7
広島	22	9	13	7
沖縄	1	2	0	-

※ 最低賃金と生活保護の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。